

第1 基本的な考え方

リンパ節郭清の範囲が大きい乳がん、子宮がん、卵巣がん、前立腺がんの手術後にしばしば発症する四肢のリンパ浮腫について、その発症防止のための指導について評価を行う。

第2 具体的な内容

リンパ浮腫の治療・指導の経験を有する医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士が、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は高部郭清(高リンパ節清術)を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行った患者に対し、手術前後にリンパ浮腫に対する適切な指導を個別に実施した場合の管理料を新設する。

㊦ リンパ浮腫指導管理料 100 点 (入院中 1 回)

[平成 20 年新設]

[算定要件]

保険医療機関に入院中の患者であって、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は高部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行ったものに対して、医師又は医師の指示に基づき看護師等(准看護師を除く。)が当該手術を行った日の属する月又は当該手術を行った日の属する月の前月若しくはその翌月のいずれかにリンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中 1 回に限り算定する。

B001-7 リンパ浮腫指導管理料 厚生労働省保険局医療課(保医発第 0305001 号より)

(1)リンパ浮腫指導管理料は、手術前又は手術後において、以下に示す事項について個別に説明及び指導管理を行った場合に算定する。

- ア リンパ浮腫の病因と病態
- イ リンパ浮腫の治療方法の概要
- ウ セルフケアの重要性と局所へのリンパ液の停滞を予防及び改善するための具体的実施方法
 - (イ)リンパドレナージに関すること
 - (ロ)弾性着 又は弾性包帯による圧迫に関すること
 - (ハ)弾性着衣又は弾性包帯を着用した状態での運動に関すること
 - (ニ)保湿及び清潔の維持等のスキンケアに関すること
- エ 生活上の具体的な注意事項
 - リンパ浮腫を発症又は憎悪させる感染症又は肥満の予防に関すること
- オ 感染症の発症等憎悪時の対処方法
 - 感染症の発症等による憎悪 における診察及び投薬の必要性に関すること

(2)指導内容の要点を診療録に記載する。

(3)手術前においてリンパ浮腫に関する指導を行った場合であって、結果的に手術が行われなかった場合には、リンパ浮腫指導管理料は算定できない。